

2025年2月7日

外務大臣 岩屋 毅 様

国連女性差別撤廃委員会への拠出金停止に強く抗議し、撤回を求めます

日本キリスト教婦人矯風会は、女性の地位向上を求めて設立された138年の歴史を持つ女性団体です。

昨年10月に国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）が「男系男子」の皇位継承を定めた皇室典範の改正を勧告したことへの対抗措置として1月29日、外務省は「国連女性差別撤廃委員会の事務を担う国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）へ毎年拠出している日本の任意拠出金の使途から女性差別撤廃委員会を除外する。2024年度に予定されていた女性差別撤廃委員会の委員の訪日プログラムを見合わせる」と発表しました。

女性差別撤廃委員会は女性差別撤廃条約の履行状況を監視する国連の専門機関です。各国の政府の報告書や市民団体の意見を参考に女性の人権状況を審査し、改善点を勧告しています。日本は1985年に同条約を締結しています。

女性差別撤廃委員会の勧告は日本政府の報告だけでなく、市民社会の声や差別に苦しむ当事者の声など様々な情報提供を基に発せられたものです。^(注1)勧告に対し、その内容が日本政府の意に沿わないからと国連機関への拠出金の使用制限、委員の来日を見合わせるなど、国連機関の勧告を尊重しない態度は国連人権理事会理事国としてとるべき態度ではありません。

私たちは国連女性差別撤廃委員会への拠出金停止に強く抗議し、国連人権高等弁務官事務所への通告を撤回するよう強く求めます。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

(注1) 今回の日本政府審査では、政府レポートとともにCSOレポート65本（公開44本、非公開21本）に基づいて委員会の審査が行われました。当会も他の女性団体とともに昨年市民社会からのレポートを作成し、日本の課題について報告しました。

tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2FCEDAW%2FCSS%2FJPN%2F60015&Lang=en

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5

(公財) 日本キリスト教婦人矯風会 電話 03-3361-0934 FAX 0303361-1160